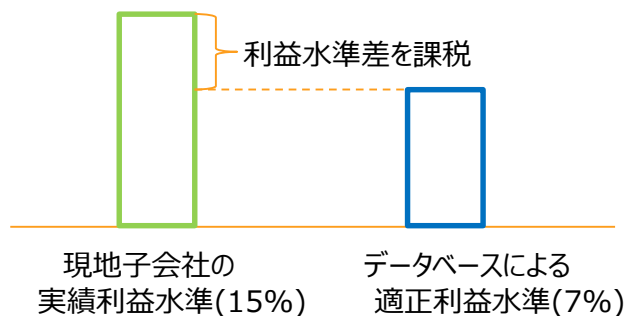


移転価格税制とは？

(参考) 最近の主な課税方法(算定方法)

(取引単位営業利益法: TNMM)

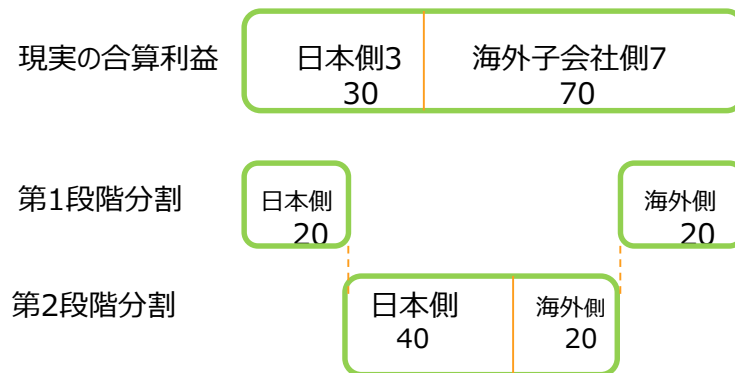


結果、当初子会社利益率15% から 7%に変更

TNMMは機能(取引での役割)の相対的に単純な側(ex. 海外子会社)に通例、適用される。

「率」による是正

(残余利益分割法: RPSM)



結果、当初分割3:7が 6:4に変更

残余利益分割法(RPSM)は、双方の当事者が重要な無形資産を保有する場合に適用される。

「利益配分」による是正



移転価格の文書化(ドキュメンテーション)のイメージ

(参考) 移転価格文書化の優先度判断について

- ・ 国際的^①二重課税への対処としての移転価格文書化は、課税金額のインパクトの大きさやその後の長期化する事後的対応を勘案すると、対応策

として望まれる対策ではありますが、その費用・資料対応等の負担面も勘案する必要があり、また企業規模により、すべての海外子会社をカバーすることも困難でもあります。従って、**それぞれの問題の企業自身としての大きさを測り、実施の有無も含め、優先的に着手すべき海外子会社を選択していく必要性**もあります。

